

社会福祉法人大泉町社会福祉協議会通学補給金交付規程

(目的)

第1条 この規程は、大泉町に居住する者のうち、その世帯の自立更生をめざし、高校・大学等に通学する者に対して、必要とする資金の一部を補給金として交付することを目的とする。

(資金)

第2条 この規程による資金は、三洋電機株式会社並びに関係者により、定期的に寄附される資金（「三洋電機福祉基金」という。）の利子を原資とする。

(交付の条件)

第3条 この通学補給金の交付を受けようとする者は、次の項目に該当する者とする。

- 1 生活福祉資金貸付制度に基づく修学費借受者であること。
- 2 母子福祉資金貸付制度に基づく修学費借受者であること。
- 3 交通遺児世帯等に属する者であること。
- 4 その他本会で必要と認める者であること。

(申請)

第4条 この通学補給金の交付を受けようとする者は、担当民生児童委員を経由して、別紙様式（1）の申請書を会長に提出するものとする。

(交付の決定)

第5条 この通学補給金の交付は、厚生部会の意見を聞いて会長が決定するものとする。

(金額と種類)

第6条 この通学補給金は、次のとおりとする。

- 1 通学支度補給金（入学の際のみ） 30,000円
- 2 通学補給金（在学1年につき） 20,000円

(補給金の交付)

第7条 この通学補給金の交付を受けた者は、別紙様式（2）の領収書を会長に提出するものとする。

(特別会計)

第 8 条 この通学補給金の経理は特別会計とする。

(その他必要な事項)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、運営に必要な事項は別に会長が定めるものとする。

附 則

この規程は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 63 年 12 月 21 日から施行し、昭和 63 年度該当者から適用する。